相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区日ノ出町一丁目三六番地、最後の住所横浜市中区日ノ出町二丁目一三四番地一　光建ハイムブリリアンス野毛山公園四〇九号室　被相続人　亡　石田　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

横浜市中区日本大通一八　ＫＲＣビルディング三〇七号室

相続財産管理人　弁護士　本間　春代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区学校町通三番町五三二三番地三三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上原　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

新潟市中央区西堀通七番町一五五五番地日生第五ビル五階弁護士法人北辰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田　陸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市城西一丁目一三三二番地、最後の住所静岡県掛川市城西一丁目一一番三〇号　被相続人　亡　村松　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

静岡県掛川市亀の甲一丁目一四番七号事務所静岡県掛川市亀の甲一丁目一四番七号

相続財産管理人　司法書士　桑原　淑浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市南区明治一丁目二一六八番地、最後の住所名古屋市南区中割町一丁目九番地の八　被相続人　亡　近藤冨士枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

名古屋市中区錦三丁目二番四号　相互ビル三階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市旭区高殿四丁目二二番、最後の住所大阪市旭区高殿四丁目二二番五―七〇七号　被相続人　亡　梅﨑　昌春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号

相続財産管理人　川﨑　壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡和泊町大字和泊九二三番地イ号、最後の住所兵庫県明石市大久保町森田七九番地の四　被相続人　亡　松下　良和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

神戸市中央区三宮町二丁目一一の一センタープラザ西館五〇一号室

相続財産管理人　弁護士　中尾　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区会下山町二丁目一番、最後の住所兵庫県神戸市垂水区名谷町字梨原二三六六番地の二　市住七―一九〇六号　被相続人　亡　小川　哲郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

神戸市中央区京町七一番地山本ビル六階

髙島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙島　章光

平成二十四年九月十九日

事務所山口県山口市駅通り二丁目三番一八号法曹ビル四階　弁護士法人末永法律事務所　相続財産管理人　弁護士　末永　汎本

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬郡脇町大字北庄七八〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三宅　重信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

徳島県美馬市脇町大字猪尻字古作八一番地一　相続財産管理人　上杉　喜一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬郡つるぎ町半田字下尾尻二三六番地、最後の住所徳島県美馬郡つるぎ町半田字小野四二六番地一　被相続人　亡　齊藤　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

事務所徳島県徳島市東出来島町三五番地

相続財産管理人　司法書士　片山　朝生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区菊水町一〇丁目一四番地、最後の住所兵庫県神戸市兵庫区菊水町一〇丁目二番七号　被相続人　亡　中嶋　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号　日本生命神戸駅前ビル六階　白川・本郷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白川　哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市豊町久比二一七六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田口美智哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

広島県呉市仁方本町二丁目一〇番二三号

相続財産管理人　谷口　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県美祢市秋芳町秋吉二九六三番地、最後の住所山口県山口市泉都町一番四〇―四〇三号　被相続人　亡　根來　利昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年９月19日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①日本債権回収株式会社　②東京都知事(187236　③代表取締役　古川敏明　④東京都千代田区麹町一丁目３番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区麹町一丁目３番地　日本債権回収株式会社　代表取締役　古川敏明